## 中核的労働要求事項方針書

株式会社新宮商行は、国際労働機関(ILO)の労働における基本的原則及び権利に 関する宣言に基づき、中核的労働要求事項への適合・実施を確実にするため、下記を実施する。

- 1) 従業員の結社の自由及び団体交渉の権利を保障する。すなわち、下記事項を含む。
  - ・ 従業員による労働者団体への加盟や団体交渉への参加を労働契約で禁止しない。
  - ・ 当社の代表者と従業員の接触を認める。
  - ・ 解雇に関しては透明性を確保する。
  - ・ 法で要求された又は認められた場合において、法的に認められた労働者団体の代表者との交渉の場を設ける。
- 2) 強制労働を課すことを禁止する。
- 3) 就業に関する最低年齢制限を遵守する。
- 4) 採用、昇進、労働の割り当て、解雇に関する就業の平等性を遵守する。
- 5) 職業上の健康および安全を確保し、その文書化と報告を行う。